

新県営プール施設等整備運営事業について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告に係る調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

また、この事業は、予定価格の事前公表を行う事業です。

平成23年2月4日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項

- 1 事業名 新県営プール施設等整備運営事業
- 2 事業場所 大和郡山市宮堂町ほか
- 3 事業内容 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、1の事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立し、新県営プール施設等に係る次の業務を実施するものとしします。
 - (1) 設計業務
 - (2) 工事監理業務
 - (3) 建設業務
 - (4) 維持管理業務
 - (5) 運營業務
- 4 事業期間 契約締結日から平成41年3月31日まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 入札に参加する者の構成等
 - (1) この事業の入札は、第1の3の(1)から(5)までに掲げる業務の実施を予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「参加グループ」といいます。）で参加するものとしします。
 - (2) 参加グループは、構成員（第1の3の(1)から(5)までに掲げるいずれかの業務を担当し、SPCに出資し、かつ、事業開始後SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業をいいます。）から代表企業を選出し、参加表明書等の提出時に代表企業名、構成員及び協力企業（構成員以外の者で、事業開

始後SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業をいい
ます。)並びにこれらの者の担当業務を明記し、必ず代表企業が入札参加手続を
行うこととします。

なお、参加表明書等の提出後の参加グループの構成員及び協力企業の変更等は、
原則として認めません。やむを得ない事情が生じた場合は、変更等を認めること
がありますが、この場合であっても、代表企業の変更は認めません。

2 入札参加資格要件

(1) 参加グループの構成員及び協力企業が、次の条件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当
する者でないこと。

イ 参加表明書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等
請負契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県物品購入等の契約に係る入札
参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

ウ 次に掲げるこの事業に係るアドバイザー業務の受託者及びこの事業に係る
審査委員会委員並びにこれらの者と資本又は人事面において関連がある者でな
いこと。

名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社

所在地 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

エ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第1
7条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従
前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係
る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」
といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をし
ていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく
更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含
みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は
申立てをなされなかった者とみなします。

オ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則
第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1
項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

キ 他の参加グループの構成員又は協力企業として参加していないこと。

(2) 各業務に当たる者の参加資格要件

参加グループの構成員及び協力企業のうち、第1の3の(1)から(5)までに掲げる業務に当たる者が、それぞれ次の資格要件を満たしていること。

なお、複数の要件を満たす者は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができますものとし、ただし、建築工事監理業務及び建築建設業務又は公園工事監理業務及び公園建設業務を兼ねることはできません。

ア 設計業務に当たる者

(ア) 建築設計業務に当たる者

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- b 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築設計業務の資格を有する者であること。
- c 過去15年以内に、25メートル以上の屋内プール及び500平方メートル以上の屋内スポーツ施設の設計業務の元請実績を有する者であること。

(イ) 公園設計業務に当たる者

- a 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格（以下「奈良県建設工事等競争入札参加資格」といいます。）のうち、建設コンサルタント（造園部門）の資格を有する者であること。
- b 過去15年以内に、公園施設の設計業務の元請実績を有する者であること。

イ 工事監理業務に当たる者

(ア) 建築工事監理業務に当たる者

- a 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者

であること。

b 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築設計業務の資格を有する者であること。

c 過去15年以内に、25メートル以上の屋内プール及び500平方メートル以上の屋内スポーツ施設の工事監理業務の元請実績を有する者であること。

(イ) 公園工事監理業務に当たる者

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント（造園部門）の資格を有する者であること。

ウ 建設業務に当たる者

(ア) 建築建設業務に当たる者

a 過去15年以内に、25メートル以上の屋内プール及び500平方メートル以上の屋内スポーツ施設の建築業務の元請実績を有する者であること。ただし、共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上の場合に、構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限りま。

b 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

c 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

d 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築一式工事の資格を有する者であること。

(イ) 公園建設業務に当たる者

a 建設業法第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

b 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

c 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、土木一式工事の資格を有する者であること。

エ 維持管理業務に当たる者

- (ア) プール、トレーニングジム及びフィットネススタジオに係る1年以上の維持管理業務実績を有すること。プール、トレーニングジム及びフィットネススタジオが、単一の施設に設置されている場合における実績に限りません。
- (イ) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格（以下「奈良県物品購入等競争入札参加資格」といいます。）を有する者で、営業種目Q1建物管理又はQ7諸サービスに登録をしている者であること。

オ 運營業務に当たる者

- (ア) プール、トレーニングジム及びフィットネススタジオに係る1年以上の運營業務実績を有すること。プール、トレーニングジム及びフィットネススタジオが、単一の施設に設置されている場合における実績に限りません。
- (イ) 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有する者で、営業種目Q7諸サービスに登録をしている者であること。

第3 入札手続等

1 入札説明書等の交付

- (1) 交付期間 平成23年2月4日（金）から落札者決定までの期間
- (2) 方法 奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課のホームページからダウンロードしてください。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1683.htm

2 入札参加の表明及び競争入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加表明書等を知事に提出して参加を表明するとともに、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期限 平成23年3月11日（金）午後5時（期限までに到着したもののみ有効とします。）
- (2) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課（奈良県分庁舎6階）
電話番号 0742-27-7517（ダイヤルイン）
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は書留郵便とします。

(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

3 入札等の手続

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成23年5月16日(月)午後4時

イ 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県分庁舎5階 第50会議室

(2) 入札提案書類の提出

2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な事業計画を立案し、その内容を示した入札提案書類を次のとおり知事に提出しなければなりません。

ア 入札書を直接提出する場合

(ア) 提出日時 平成23年5月16日(月)午後1時から午後4時まで

(イ) 提出場所 (1)のイに同じ。

イ 入札書を郵便により提出する場合

(3)によります。

(3) 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、入札説明書に示すとおり、入札書を封筒に入れ、「新県営プール施設等整備運営事業に係る入札書在中」と朱書して、直接提出する場合と同様に封印等の処理をした上、入札提案書類とともに梱包し、その表面に「新県営プール施設等整備運営事業に係る入札書及び入札提案書類在中」と朱書して、書留郵便小包とした上、平成23年5月13日(金)午後5時までに2の(2)に示す場所に到着するようにしてください。

4 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

なお、詳細は、入札説明書によります。

3 契約保証金

奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

なお、詳細は、入札説明書によります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は入札提案書類に虚偽の記載をした者の入札及び奈良県契約規則第7条に該当する入札は、無効とします。

6 契約書の作成

落札者決定後、県と落札者において基本協定を締結し、当該基本協定に基づいて契約書を締結します。詳細は、入札説明書によります。

7 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

入札提案内容の評価項目、評価視点及び配点は、次の表のとおりとします。

評価項目	評価視点	配点（点）
価格に関する事項		300
提案 事業全体に関する事項	この事業に対する基本的な考え方及び統括管理業務等を踏まえ	30

内容に関する事項		た事業実施体制	
		地域経済への配慮	30
		総合性	40
	設計業務、建設業務及び工事監理業務に関する事項	設計業務、建設業務及び工事監理業務に対する基本的な考え方及び実施体制	30
		施設の全体計画	60
		周辺施設等との調和	20
		新プール棟の施設計画	40
		公園機能施設の施設計画	30
		環境保全計画	30
		工程計画	10
		提案により実施される設計業務及び建設業務	10
		維持管理業務に関する事項	維持管理業務に対する基本的な考え方及び実施体制
	施設の保守管理、修繕及び更新に係る業務		30

	衛生管理及び警備業務に係る業務	10
運営業務に関する事項	運営業務に対する基本的な考え方及び実施体制	40
	受付関連業務、プール関連業務及びその他業務	60
	施設における各種教室等の実施業務	40
	利用者増減に係る考え方	50
	提案により実施される運営業務	10
	事業計画に関する事項	資金調達の確実性、事業計画の確実性及び安全性並びにリスク管理
自主提案に関する事項	自主提案	60
合 計		1000

ア 提案内容の評価方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、上記によって得られる合計点をもって行います。

イ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第3の3の(2)に定める入札提案書類の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により算出された合計点が最も高い者を落札者とします。

なお、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 本契約の成立

この契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

9 契約の不締結

落札者決定後、奈良県議会の議決までの間に、落札した参加グループの構成員又は協力企業のうち1者以上が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、代表企業以外の構成員及び協力企業が競争入札参加資格を失った場合であって、県が指定する期限までに当該入札参加資格を失った者を変更し、提案内容を担保する措置を講じたときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

10 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

11 手続における交渉の有無

無

12 予定価格の額

この工事の予定価格は、7, 129, 000, 000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。

13 奈良県建設工事等競争入札参加資格又は奈良県物品購入等競争入札参加資格を有しない者の参加

奈良県建設工事等競争入札参加資格又は奈良県物品購入等競争入札参加資格を有していない者で、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次の(1)又は(2)に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

(1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格を得ようとする者

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県土木部公共工事契約課公共工事契約管理係（奈良県分庁舎 6 階）

電話番号 0742-27-7425（ダイヤルイン）

- (2) 奈良県物品購入等競争入札参加資格を得ようとする者

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟 1 階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- 14 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課（奈良県分庁舎 6 階）

電話番号 0742-27-7517（ダイヤルイン）

- 15 その他

詳細は、入札説明書によります。

第6 Summary

- 1 Contents of contract: PFI-based contract of design, construction and operation of the new prefectural swimming pools
- 2 Deadline to submit statements of intent to bid and have qualifications for bid participation confirmed: 5:00 p.m., March 11th, 2011
- 3 Deadline to submit bidding documents in person: 4:00 p.m., May 16th, 2011
- 4 Deadline to submit bidding documents by mail: 5:00 p.m., May 13th, 2011
- 5 Contact point for the notice: Park and Green Space Division, Urban Development Bureau, Civil Engineering Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
TEL 0742-27-7517(direct line)